

報第25号

専決処分報告について

（都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園
施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例）

本市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設
置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、
別紙のとおり専決処分したので、報告する。

令和7年（2025年）7月7日提出

柏崎市長 櫻井雅浩

専第 17 号

都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

本市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定するものとする。

以上地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により専決処分する。

令和 7 年（2025 年）6 月 23 日

柏崎市長 櫻井 雅 浩

記

新潟県柏崎市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新潟県柏崎市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成 24 年条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 6 号中「第 21 条第 2 項第 1 号」を「第 22 条第 2 項第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

新潟県柏崎市都市公園に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成24年12月21日条例第62号）

改正後	改正前
<p>(園路及び広場)</p> <p>第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第22条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>(7) (略)</p>	<p>(園路及び広場)</p> <p>第3条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「令」という。）第3条第1号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、令第11条第2号に規定する点状ブロック等及び令第21条第2項第1号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせて床面に敷設したもの（以下「視覚障害者誘導用ブロック」という。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。</p> <p>(7) (略)</p>